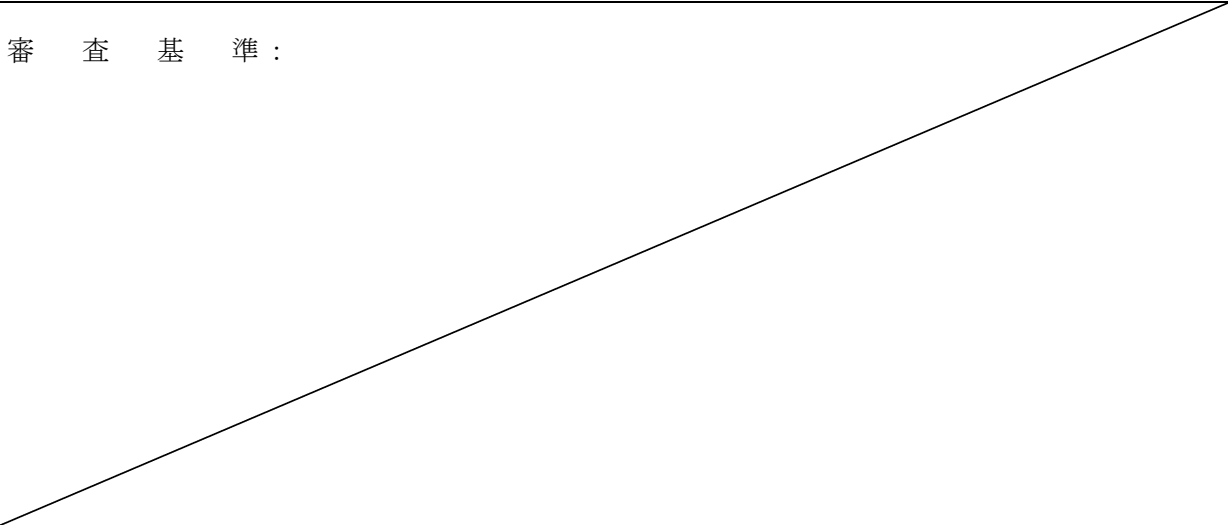


審 査 基 準

令和 7 年 6 月 5 日作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第 2 3 条第 5 項において準用する第 2 2 条第 6 項
処 分 の 概 要：合格証明書の再交付
原権者（委任先）：熊本県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備員等の検定等に関する規則第 1 5 条第 3 項、第 4 項、第 5 項（合格証明書の再交付の申請）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間：1 4 日
申 請 先：合格証明書の交付を受けた警察署の生活安全課（係）
問 合 せ 先：申請先警察署の生活安全課（係）又は熊本県警察本部生活環境課 電話 0 9 6 - 3 8 1 - 0 1 1 0
備 考：